

平成 27 年第 1 回市議会定例会における

中学校生徒死亡事件に関連した質問及び答弁

■ 自民党 原委員（3月5日） ■

◆ いじめ相談について

◎質問①

現段階で、相談をしたい児童生徒はどこに相談をできるのか伺います。

◎答 弁①

これまでもいじめを受けている児童生徒や不登校児童生徒、中学校入学前の児童の不安や悩みを相談する機関として、総合教育センターの一般相談、インターネット相談窓口、24 時間いじめ電話相談、教育相談室、電話相談ホットライン等を設置しているところでございます。

相談機関の児童生徒への周知につきましては、年度当初に、相談機関の一覧が掲載されている「相談カード」と県内の相談機関を掲載している「相談機関紹介カード」を、市立学校の全児童生徒へ配付しております。

◎質問②

今まさにいじめを受けている児童生徒への相談窓口を早急に作るべきと 3 月 2 日の総務委員会で質問したが、その後の対応は、また、緊急的な対応のみならず、恒久的な対策について、伺います。

◎答 弁②

緊急的な対策といたしましては、学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるよう 3 月 9 日より「ダイヤル SOS」を開設し、当分の間専用電話で対応してまいります。その周知につきましては、市立学校の全ての児童生徒に「ダイヤル SOS」の設置の案内を速やかに配付するとともに、市のホームページや教育委員会のホームページにおいても周知を図ってまいります。

また今回の事案を受け、長期欠席児童生徒の状況の把握、緊急避難を要する児童生徒への対応を含む児童生徒理解の検証、保護者・家庭・地域との連携の検証、校内体制の検証、学校・教育委員会・関係機関相互の連携の検証、生命尊重・人権尊重教育の検証の結果を踏まえながら、恒久的な対策につなげてまいりたいと考えております。

◎質問③

総務委員会では地元の説明会を含めて児童、保護者への説明を求めたが、2 日の校

長会ではこのような話はなかったのか伺います。

◎答 弁③

合同校長会議におきましては、緊急的な対策といたしまして、相談窓口の設置については説明をしておりません。長期欠席児童生徒の把握のためのシステムを構築することにつきまして情報として提供しているところでございます。

◎質 問④

現在の小学6年生は特に不安だと思うが、説明会は今後予定しているのか伺います。

◎答 弁④

各学校におきましては、児童生徒の不安な気持ちをできるだけ取り除くことは、常に行われているところでございます。特に、卒業を迎える6年生におきましては、中学校進学そのものが不安の面もございませぬ。もちろんこれからの新しい中学校生活に向けて、希望に満ちた気持ちをお持ちであるとも思いますけれども、新しい世界を迎える不安も当然あるものだと思います。

したがって、これまでも小中の連携の連携につきましては、大変大事に取り組んでまいりましたけれども、特にこういう時期でございますので、6年生が中学校生活に不安を感じることがないように、各学校で取り組むようにしてまいりたいと考えております。

◎質 問⑤

引越し等による他都市間の情報連携はどうなっているのか伺います。

◎答 弁⑤

引越し等で転校する場合、児童生徒は生活環境の変化によって不安や悩みを感じる人が多いと考えられます。

今後も、個人情報の取扱いに留意しながら、引越し等で、他都市から転入してくる児童生徒の学校や家庭での生活状況の把握に努めるとともに、本市から他都市へ転出する児童生徒の状況を提供するなど、学校間の情報連携を一層推進することにより児童生徒が安心して学ぶことができるように努めてまいります。

◎質 問⑥

総務省が先月決定した、児童虐待相談・通報窓口としての電話番号189番との連携をどのようにお考えなのか伺います。

◎答 弁⑥

先月5日、総務省は厚生労働省の「児童相談所全国共通ダイヤル」に、「いち・は・やく」の文字通り、3桁の電話番号、「189」を新しく割り振る案を発表いたしました。

今後、児童虐待に関する児童生徒からの相談や通報を受ける電話番号として「189」を利用できるよう、「相談カード」に掲載するとともに、こども本部や区役所など関係局区等とも連携を図り、学校生活のみならず、児童生徒の日常生活面について、地域全体で注意を払って見守りながら、児童生徒の虐待等の早期発見・対応に努めてまいります。

◎質 問⑦

事件の直後に小学校教諭が逮捕されており、今年度は12件もの教員が処分、処分検討中、教育委員会のあり方が問われている。当事者の保護者が、いかに地域や学校と連携し相談や情報を交換しやすい場を設けることも必要、市長の見解を伺います。

◎答 弁⑦（市長）

事件後にも不祥事が起きるといふ、由々しき事態になっております。また、教育委員会のみならず、市長部局におきましても、不祥事が相次いでおりますことは大変遺憾なことでありまして、市民の信頼の上に成り立っている行政がこのような事態では、ままならないという危機感を持っているところであります。

綱紀粛正とともに、私をはじめ全ての職員がもう一度襟をただして職務に邁進してまいりたいと存じます。

■ 公明党 田村委員（3月5日） ■

◆ 子どもの権利施策推進事業について

◎質 問②

学校現場のいじめ・人権にかかる教育・指導の在り方について市長の見解を伺います。

◎答 弁②（市長）

今回の痛ましい事件を二度と繰り返さないために、子どものSOSを大人が受け止められる全市的な体制づくりに全力を挙げて取り組んでまいります。

学校におきましては、日頃からいじめのない安全・安心な学校生活の実現や、子どもたちが相互に尊重し、助け合い、高め合う人権感覚の醸成等が重要でございます。

中でも、いじめ・差別をはじめとする人権侵害や暴力行為は、人間として絶対に許されない行為であるとの認識を一層深めるとともに、規範意識や実践力を高めるよう、学校が一丸となって、教育・指導に当たることが極めて重要であると考えております。

◎質 問③

今回の事件は教育、警察など関係機関が機能していないことも原因の一つであり、この点を詳細に分析して対策を考えなければならないと思います。関係機関との連携強化に向けての見解と取組を伺います。

◎答 弁③

教育委員会事務局に設置いたしました検証委員会におきましては、児童生徒理解、保護者・家庭・地域との連携、校内体制、学校・教育委員会・関係機関相互の連携、生命尊重、人権尊重教育につきまして主に検証を進めてまいります。

これらの検証結果と庁内対策会議等における検証を踏まえ、各警察署、児童相談所、区役所等との連携強化を図り、再発防止に努めてまいります。

◎質 問④

以前にも本市内で事件がありました。そのときの検証が活かされていなかったのではないかと指摘をいたします。見解を伺います。

◎答 弁④

いじめや不登校生徒の対応につきましては、いじめや不登校生徒を認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があると考えております。

具体的には、一人ひとりの児童生徒の情報を学年会や職員会議等で共有し、いじめの疑いがあるときは、「校内いじめ対策ケース会議」での情報共有や関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等につきまして、組織的に取り組むことが重要であると認識しております。

今回の事件に関しましても、組織的対応の状況について十分に検証してまいりたいと考えております。

◎質 問⑤

教職員の孤立化を防ぐ取組は重要です。見解と取組を伺います。

◎答 弁⑤

学校におきましては、児童生徒に寄り添う気持ちが強いあまり、教職員が一人で問題を抱え込む傾向も見られるところがございます。このため、日頃から教職員が率直に意見交換したり、悩みを相談し合えるような人間関係や職場の雰囲気を作ることで、組織的に協力し合って問題解決に取り組むことが可能になると考えております。

各学校におきましては、管理職のリーダーシップのもと、教職員が孤立化することのないよう、良好な職場環境を築くことが大変重要であるとと考えております。

■ 公明党 浜田委員（3月6日） ■

◆ 教育的ニーズに対応した総合的支援について

◎質問①

- ・「児童生徒指導連絡協議会」の報告内容に対して積極的に対応していくように規程すべきと思いますが、見解を伺います。
- ・なぜスクールソーシャルワーカーの派遣要請するに至らなかったのか伺います。
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣要請の条件について、明文の定めがあるのか伺います。
- ・校長が担任に「少なくとも2週間に1度は顔を見るように」と指示したと報じられているが、この「少なくとも2週間に1度」ということは、教育委員会全体の基準なのかどうか、この点について、明文の定めがあるのかも伺います。
- ・「生徒個人の携帯電話にかけてはいけないという原則を守っていた」と報じられていますが、このような原則はあるのか、明文の定めがあるのかも伺います。

◎答弁①

はじめに、児童生徒指導連絡協議会は、教育委員会が主催し、中学校については年7回、小学校・特別支援学校については、年5回開催しております。

協議内容といたしましては、児童生徒指導や学級経営上の諸問題、校内体制づくり、地域や関係機関との連携のあり方等でございます。事例研究、テーマ協議、情報交換、講演等を行っているところでございます。

協議会で各学校から出された情報につきましては、区教育担当が把握しているところでございます。

今後も適切な情報把握に努め、指導助言を行ってまいりたいと存じます。

次に、スクールソーシャルワーカーの派遣についてでございますが、学校が、児童生徒を取り巻く環境に働きかけることによって、児童生徒の抱える課題が改善すると捉えたとき、学校から区教育担当に派遣を要請するものでございます。スクールソーシャルワーカーは、保護者や児童生徒の気持ちに寄り添いながら、相談を受け、関係機関につないでおります。今後、学校に対してスクールソーシャルワーカーの一層の周知を図り、積極的な活用を促進してまいります。

次に、家庭訪問の基準についてでございますが、日数については特段の規定はなく、児童生徒や家庭の状況から、学校が家庭訪問をする必要があると判断した場合に適時行われております。

次に、携帯電話での生徒個人への連絡についてでございますが、学校の教職員が生徒個人の携帯番号を承知していることは、一般的にはございませんが、教育委員会といたしましても、教職員が生徒個人に携帯電話やメールで個人的なやり取りをすることは、原則的に禁止しているところでございます。

◎質 問②

明文の定めがあるのかを伺っているが答弁をいただけていない。明文の定めがないと校長や担任に責任を押し付けることになるのではないかと懸念している。スクールソーシャルワーカーの派遣について、明文化しなければ先生は悩むのではないか、明文の規定はないのか伺います。

◎答 弁②

どのような場合にスクールソーシャルワーカーを派遣するかについては、一定の理解はされていると思っておりますけれども、スクールソーシャルワーカーに家庭に入っていくには、ご家庭のご理解も必要でございます。学校と家庭、場合によっては児童生徒本人との話し合いの中で、この問題を解決していきましょう、ということが一定の了解がある中で、スクールソーシャルワーカーを派遣いたしますとより効果があるものだと考えております。

スクールソーシャルワーカーは、ご家庭の問題を他の関係機関に繋ぐという大切な役割を果たすところでございますけれども、これにつきましても、ご家庭のご理解がないと、逆に強制的に何かおこなってしまうという事態にもなりますので、十分な共通理解を図ってまいりたいと思っております。

先ほどご答弁いたしましたように、スクールソーシャルワーカーの活用は大変重要と考えておりますので、どのような場合にスクールソーシャルワーカーが活用できるのか、学校への周知を再度徹底してまいりたいと存じます。

◎質 問③

明文の定めが無いと先生は悩むのではないかと思います。明文の定めが無いのであれば作るべきです、伺います。

◎答 弁③

スクールソーシャルワーカーの活用につきまして、学校に周知を図ることは、大変重要だと考えておりますので、文章で具体的な記述を持って周知する事も必要だと考えますので、検討してまいりたいと存じます。

◎質 問④

「生徒個人に携帯電話でやり取りする事は原則禁止しております。」とのことですが、原則禁止だが、例外がある旨を文書でお知らせしないと先生方は迷ってしまう、見解を伺います。

◎答 弁④

各学校におきましては、個人情報取扱に慎重に配慮しているところでございます。学校から住所、電話番号等をいただくときはどのような目的でそれを利用するのか、きちんと説明をしながら、いただいているところでございます。例えば電話連絡網に

つきましても、全体を表示しないで前後の方のみを表示するように配慮している学校もございます。

生徒個人の携帯電話番号につきましては、特に個人情報として学校が届け出をお願いしているものではございません。先ほど答弁しましたとおり、学校は生徒個人の携帯電話番号は承知していない状況でございます。

今回、偶然電話番号を知る機会がございましたので、連絡を取れたということございまして、その後、家庭とも連絡を取ることができましたので、携帯電話はついていたということでございます。

担任の先生に、もしも迷いがあったという事でございましたら、先生方を苦しめることとなりますので、学校が求めるのであれば、文章化する事も含め検討してまいりたいと存じます。

◎質 問⑤

- 本市における学校警察連絡協議会の設置単位と開催頻度について、伺います。
- 情報がうまく共有できなかったのであれば、設置単位をより細かくし、開催頻度を増やすべきと思いますが、見解を伺います。
- 「学校がどう動けばいいかわからないとき、市教育委員会から指導しなければいけないこともある」と発言したと報じられています。現状において、「どう動けばいいかわからない」という状況を把握する仕組みがあるのか伺います。
- 庁内対策会議や検証委員会の報告書には「必要に応じて第三者や有識者にも調査結果について意見を伺う」とあります。「必要に応じて」を削除し、「第三者や有識者にも調査結果について意見を伺う」と表明すべきです。考えを伺います。

◎答 弁⑤

本市の学校警察連絡協議会は市内8警察署等と市立学校及び県立高校・私立中高等学校の各加盟校で構成し、全体協議会を年2回開催しております。また、市内8警察署管内を設置単位とする地区学校警察連絡協議会は、各区の加盟校等で構成・運営されるもので、年4回から5回開催されております。

学校と警察との連携は児童生徒の犯罪の未然防止や健全育成に重要であると考えておりますので、教育委員会といたしましても、今後さらに連携を深めてまいりたいと考えているところでございます。

学校の状況把握につきましては、平成20年度より区役所のこども支援室に区・教育担当を配置し、区内の市立学校へ定期的な訪問等を実施し、学校の運営状況の把握に努め、具体的な指導・助言にあたっております。今後も学校や関係者から寄せられる相談や報告に対し、関係局区および警察等と連携し、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、検証委員会は、今回の事件を受けまして、その事実関係の検証を行い、全て

の市立学校の教育活動に活かされる仕組みをつくるとともに、関係局等との連携を図りながら再発防止に努めることを目的として設置したものでございます。

専門的な見地から、様々のご意見を伺うことは大変重要なことと認識しておりますが、外部有識者の参加につきましては、教育委員会会議や庁内対策会議と調整する必要がございますので、このような位置づけにしたところでございます。

◎質 問⑥

調査結果についての意見を有識者に伺うのは、必要に応じてではなく必要である。そのようにするべきだと思いますが、伺います。

◎答 弁⑥

外部有識者のご意見をいただくことは大変重要であると認識をしております。教育委員会事務局が設置いたします検証委員会で調査いたしましたことは、庁内対策会議にも報告いたしますし、教育委員会会議において教育委員のみなさんにもご報告するものでございます。この教育委員からもそれぞれの立場で専門的な見地からのご意見をいただけると考えているところでございます。

検証委員会が閉鎖的になり情報を操作するということではなく、逐次適切に報告等はおこなってまいりたいと思います。

外部有識者のご意見をいただくにあたり、教育委員会の検証委員会に入っていくのか、庁内対策会議に入っていくのか、これから調整をしていく課題でございますので、現段階におきましては、このような位置付けにしているところでございます。

◎質 問⑦

庁内対策会議につきましても同様でございます。市民・こども局長に見解を伺います。

◎答 弁⑦（市民・こども局長）

本会議は、この度の痛ましい事件を受けまして、教育委員会事務局の検証を踏まえつつ、子どもの安全・安心な環境づくりに向けた総合的な対策を関係部局が連携し、効果的に推進するために設置したものでございます。外部有識者に参画いただき、専門的な見地から様々な御意見を伺うことは大変重要なことと認識しているところでございますが、速やかな対応を優先させたため、内部委員のみの構成で会議を設置したところでございます。

今後、検証委員会及び対策会議の議論の進捗等を見ながら、外部有識者の適切な参画の手法・時期などについて、この庁内対策会議において検討することとなっております。

◎質 問⑧

庁内対策会議の議長は市長です。必要に応じてなど官僚的な言葉は使わないで、「外部有識者にも参加してもらおう」とすべきと思いますが、市長いかがでしょうか。

◎答 弁⑧（市長）

一連の質問を聞いていると、内輪だけで閉鎖的だという印象を委員がもたれているのであれば、大変残念に思います。ここの議場にいる議員をはじめ、私ども全ての職員が、今回の一連の件で、一体真実は何なのか、ということをしかりと把握をして、そして、二度と繰り返さないために、どういった有効な方策があるのかということをしかりとつめていこう、検討していこうと、それが全ての願いであります。

そのために必要な人材、役職というものは全て入れていくといった覚悟でやっております。外部を入れませんかという話につきましては、そういった機会もあるでしょうと、検証には川崎区長に入らせていただいておりますが、取組をしていくためには全区長に入らせていただくということに、当然なると思っております。あるいは外部の人にも入らせていただくことになるかと思っております。

あまり形にこだわらず、必要な人材は全部入れる、そういった目的のためにやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

■ 公明党 沼沢委員（3月9日） ■

◆ 児童からのSOS 安心メールについて

◎質 問①

「失神ゲーム」と「ISISごっこ」について、市内での認知件数と救急搬送件数及びそれらへの対応について伺います。

◎答 弁①

心拍数を上げた状態で胸を強く押すなど、圧迫して気を失わせる、いわゆる「失神ゲーム」につきましては、たいへん危険な行為としてとらえております。これを行うことで、脳に障害が残ることもあり、また、場合によっては命を落としたりしたという報告も、国内外でいくつかございます。

国内では10年ほど前から事故の報告等も含め、各地で注意喚起が呼びかけられる一方で、ネット上には「失神ゲームのやり方」等が紹介されている状況でございます。本年度、市内の中学生の間でも、「失神ゲーム」が行われ、医療機関に搬送されたという報告を1件受けております。学校からの報告では生徒がネット上に紹介されたものを参考にしたとのことございました。

また、いわゆる「ISISごっこ」につきましては、報道された映像を見た児童生徒が、その場面を真似て、加害者、被害者の役を演じるものでございます。これまでに、市

内の小学生の間で、面白半分でこれを真似て行ったという報告が2件ございましたが、医療機関に搬送されたという報告は受けていないところでございます。

次に、学校における対応についてでございますが、保護者の立会いの下、児童生徒にこういった行為が卑劣であること、たいへん危険であること等を考える機会を与えながら、適切な指導が行われたと伺っております。また、他の児童生徒に対しましても、講話による指導を行うとともに、各家庭に対して、その遊びの危険性が認識できるように注意喚起が行われたところでございます。

◎質 問②

認知された学校以外への対応について伺います。

◎答 弁②

教育委員会といたしましても、これらの行為につきましては、模倣した犯罪につながる危険もございますので、すべての市立学校に対し注意喚起を図ったところでございます。

◎質 問③

事故があった報告が1件あったようですが、報告があった以外にはおこなわれていないと認識されておりますか、伺います。

◎答 弁③

児童生徒の実態といたしまして、見えないところで子どもたちが遊んでいるということは多聞にございますので、1件の報告以外にも場合によっては行われていたのではないかと思います。したがって、全ての学校に対して、注意喚起を図ったところでございます。

◎質 問④

ダイヤルSOSという相談窓口を設置したようですが、受付時間が9:30から17:00という時間帯となっております。開始時間は遅くてもよいので、夜の8時までにするなどとはできなかったのでしょうか、見解を伺います。

◎答 弁④

子どもたちが学校に留まっている時間帯であるところもございますが、このたびは長期欠席児童生徒の課題が大変大きいとの認識がございました。したがって、そうした生徒の中で身の危険を感じているとか、友達との関係で何か苦慮しているとか、そのような実態もあろうかと思いましたので、まずは、そうした思いのあるお子さんがいないかどうか、それを受けとめるだけの機会をしっかりと作っていかないといけないという思いもございましたので、いままでの相談機関の周知とあわせて、ダイヤルSOSの開設を急遽行いまして、利用をご案内しているところでございます。

◎質 問⑤

安心メールについて、登録校数と登録が無い学校については、どのような連絡方法をとっているのか伺います。

◎答 弁⑤

現在、教育委員会の「児童生徒の安全にかかわる情報配信システム」に登録している学校は、小、中、高、特別支援の全校種合わせて市内で124校でございます。

また、登録のない学校につきましては、保護者や地域の実態やニーズに合わせて作成した電話連絡網や学校が独自に加入しているメール配信システムなどを活用しているものと認識しております。

教育委員会のメール配信への加入につきましては、保護者の判断によるものでございますが、教育委員会といたしましては、引き続き全校に登録の案内を行い、その有効性や利便性を積極的に周知し、さらに広く活用されるよう努めてまいります。

◎質 問⑥

携帯電話の普及も進んでまいりました。電話番号へ直接メールが可能となり、読むことだけでも可能となりました。今後の取組を伺います。

◎答 弁⑥

メール配信のシステムにつきましては、電話番号のみによるSMSには対応しておりませんが、保護者のメールアドレスを登録していただくことで、学校から配信したメールが保護者に届くというものでございます。

SMSにつきましては、文字数に制限がございますので、詳細な情報などを伝達するには課題があると考えております。

メール配信の加入は、保護者の判断によるものですが、教育委員会といたしましては、引き続き全校に登録の案内を行い、その利便性を積極的に周知させ、さらに広く活用されるよう努めてまいりたいと存じます。

◎質 問⑦

一連の不祥事に対する市長の率直な見解と信頼関係構築に向けた取組を伺います。

◎答 弁⑦

教員の相次ぐ不祥事は、児童生徒や保護者に不安を与えるとともに、本市教育に対する市民の信頼を大きく損ねるものであると認識しており、大変遺憾に存じます。

教育公務員は、市民からの負託も大きく、より高い規範意識、倫理観が求められ、犯罪行為は絶対にあってはならないものであります。教職員一人ひとりがその職責の重さを、今一度認識し直し、学校と教育委員会が一体となって、不祥事を起こさない土壌づくりを進め、信頼回復に努めていくことが必要であると考えております。

また、児童生徒と教職員の信頼関係構築に向けた取組につきましては、教職員は児

童生徒との日頃の人間的なふれあいや、ともに歩む姿勢等を大切にし、小さなSOSも確実に受け止める感性をしっかりと持たなければならないと考えております。

■ 公明党 岩崎委員（3月9日） ■

◆ 中学校の検証委員会について

◎質 問①

異変を伝える方法は多ければ多いほど、子どもの安全は担保されると思います。見解と取組を伺います。

◎答 弁①

子どもがSOSを発信しやすくするには、周囲の大人が日頃から子どもとの人間関係を密にすることにより、たとえ小さなことでも異変を見逃さず、粘り強く子どもに関わることが大切でございます。また、学校、家庭、地域、関係諸機関等が相互の連携を深める中で、多くの大人が関わり、子どもの状況の改善を図ることが重要であるとと考えております。

このたびの事件を検証していく中で、子どもが困っていることを周囲に相談しやすくするにはどのような環境が必要なのか考えていきたいと存じます。また、相談機関の紹介をより積極的に行い、子どもが自分自身や友人の安全確保のために安心して相談することができるよう取り組んでまいります。

◎質 問②

学校警察連絡協議会も十分機能していたとはいえません。小中学校との連携のもと、小単位で行うとか開催回数を増やすなど、迅速に細かく手を打つことが必要かと思えます。また、地域の青少年補導員などの協力も必要です。見解と取組を伺います。

◎答 弁②

学校警察連絡協議会につきましては、市内8警察署管内を設置単位とする地区毎の会議が、年5回程度開催されております。そこにおける情報交換には、地区を更に細分化し、中学校区を単位として行っていたり、中学校、高等学校が合同で行っている場合もございます。

このたびの事件を受けまして、今後の警察との連携のあり方を検証するとともに、情報交換のみで終始することなく、学校、教育委員会、警察、児童相談所、少年補導員等がそれぞれの立場から早急に対応が必要であると判断した事案については、相互に連携しながら速やかに対策を図るよう、学校警察連絡協議会全体協議会の場で各地区に協力をお願いしていきたいと考えております。

■ 無所属 為谷委員（3月9日） ■

◆ 不登校問題について

◎質 問①

教育委員会では区ごとの不登校児童生徒数を公表しておりませんが、その理由を伺います。

◎答 弁①

本市における不登校対策につきましては、不登校の未然防止、早期発見・早期対応等の取組を、各学校や個々の児童生徒の状況に応じて、きめ細やかに推進してきたところがございます。不登校児童生徒数につきましては、区単位ではなく本市全体の傾向を捉えてきたところがございます。

今後、区を単位とする不登校対策をより充実する必要性を感じており、区・教育担当と、区役所をはじめ関係諸機関との連携の一層の強化を図りたいと考えておりますので、区ごとの不登校児童生徒数も公表してまいりたいと存じます。

◎質 問②

川崎区に不登校児童生徒数が多いのは事実であり、地域課題として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員配置という事をすべきと考えますが、考えを伺います。

◎答 弁②

スクールカウンセラーにつきましては、いじめ・不登校など生徒の問題行動等への対応について、保護者や教職員と連携しながら、解決を図ることを目的として、平成17年度に全市立中学校に配置したところがございます。平成22年度には、勤務日を5日間増やし、現在では年間40日の配置となっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校が児童生徒を取り巻く環境に働きかけることによって、児童生徒の抱える課題が改善すると捉えたとき、学校から区・教育担当に派遣を要請するものがございます。

平成20年度の事業開始以降、順次拡充を図り、平成25年度からは、各区1名体制で活動しております。

今後、区の対応力を一層強化する必要性を感じておりますので、区の実情に応じたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や配置の在り方等を改めて検証しながら、不登校対策のより一層の充実に向けて推進してまいります。

■ 自民党 鍋木委員（3月10日） ■

◆ 教員の採用試験と教育のあり方について

◎質問①

- 教育者としての資質、人間性を重視した視点からの人材登用が望まれます。そのためには面接が重要であり、何段階かに分けて面接を実施すべきと考えますが見解を伺います。
- 加害者になるような人間がどうしたら学校から存在しないような現場になるかに力点を置くことこそ、教育の現場として、あるべき姿勢ではないでしょうか、見解を伺います。

◎答弁①

はじめに、採用選考についてでございますが、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばし、健やかな成長と自立を育む教員には、教育に対する熱意と豊かな人間性、思いやりの心などが求められます。

そのため本市におきましては、人物を重視した採用選考試験を実施しており、筆記試験の成績だけではなく、面接試験や実技試験等をとおして、社会経験やボランティア活動、大学等における諸活動の実績等を含め、受験者を多面的に評価することにより、優れた資質能力を備え、人間的な魅力にあふれた人材の確保に努めております。

1次試験におきましては、集団討論を実施し、個人面接では得ることのできない対人関係能力や、集団の中での行動特性を把握するとともに、2次試験におきましては、場面指導及び個人面接をとおして、教員としての適性、人間性などをより多面的に評価しております。

教員として優れた資質能力、豊かな人間性などを備えた人材を確保することは重要なことと考えておりますので、今後も面接試験をはじめとした採用選考試験の手法を工夫・改善し、人物をより多面的・多角的に評価することによりまして、本市の教育を担うにふさわしい人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育のあり方についてでございますが、

児童生徒の問題行動等の背景には、都市化や少子化・核家族化のなかで、子どもへの接し方や教育の仕方がわからない、しつけや子育てに自信がないという親の増加、また、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどによる急速な情報化による目に見えない交友関係の広がり、規範意識や倫理観の低下などが関係していることが指摘されており、適切な指導、支援が必要であると考えております。

「躰」は、学習習慣、生活習慣、運動習慣など、人間としての在り方生き方の基盤となる習慣形成を図る重要な教育であると認識しております。「躰」という言葉は、裁縫の仕付け縫いと同義の言葉であると言われてますが、今日一部の若者に、躰縫いがなされずに型が崩れてしまっていたり、あるいは、仕付け糸をいつまでも付けている、

すなわち、いつまでも一人立ちできない状態が見られることが有識者等から指摘されるところでございます。今日の教育の根本的な課題であると認識しております。

人間としての在り方生き方の基盤・基軸を築くためには、成人・社会人に至るまでの過程で、発達段階に応じて社会的資質や行動力、規範意識などが高められるよう、学校、家庭、地域が一丸となって、指導、援助することが極めて重要であると考えるところでございます。

教育委員会といたしましては、新年度からの新たな「かわさき教育プラン」では、「自主・自立」「共生・協働」の基本目標の下、学校教育における取組として「キャリア在り方生き方教育」の推進を重点施策に位置付けておりまして、この取組をすべての学校において、保護者、地域の皆様と協働して意図的・系統的に推進することで、将来に向けた社会的自立に必要な能力や態度を育み、共生・協働の精神を培うことを大切にする取組としてまいります。

また、児童生徒の問題行動等に対しては、警察や児童相談所などの関係機関との連携・協力のネットワークを一層強化するとともに、家庭や地域、青少年健全育成団体等との連携を図りながら、児童生徒の健全育成に向けて、教職員が毅然とした姿勢で、組織的に児童生徒指導を行えるよう取組を推進してまいりたいと考えております。